

令和 7 年度

第 1 1 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 8 年 2 月 27 日 (金)

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和7年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和8年2月27日(金) 午後3時50分
会 場 上越市市民プラザ 2階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

1番 長井	3番 竹原	7番 滝沢
8番 小山	10番 五十嵐	11番 笠原
12番 長瀬	18番 田鹿	19番 中嶋
21番 大島		

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区) 和栗		
(浦川原区) 藤村	井部	
(大島区) 小山	高橋	
(牧区) 米川	中川	秋山
(柿崎区) 佐藤	小林	
(大潟区) 細谷		
(頸城区) 上原	伊巻	
(吉川区) 常山	石野	
(三和区) 高橋	福原	

2 欠席委員

(1) 農業委員…17番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 松苗
(柿崎区) 平野

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎
浦川原区駐在室	主任	中部
大島区駐在室	主任	朝倉
牧区駐在室	主任	樋口
柿崎区駐在室	次長	片岡
	主任	上田
大潟区駐在室	次長	池田
頸城区駐在室	主任	関間
吉川区駐在室	班長	久保埜
三和区駐在室	班長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

3 番 竹原 7 番 滝沢

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時50分 それでは、これより令和7年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員名10名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 3番 竹原 委員、 7番 滝沢 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 省略</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2101番と2102番の2件を上程します。事務局の説明を求めます</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。 議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。 議案書は1頁、2101番と2102番をご覧ください。 2件とも、譲渡人の財産処分又は財産整理のため、譲受人に相談したところ合意</p>

	<p>に至ったことから、贈与及び売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請農地については、いずれも畑として利用予定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、農地法改正により、下限面積要件が廃止されています。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
和栗委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
安塚区 駐在室	<p>確認された委員は、本日欠席ですが、問題ない旨の回答を受けております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2110番から2111番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は2頁をご覧ください。</p> <p>2頁、2110番は「地域計画内」の案件であります。</p> <p>議案の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案については「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p>

	<p>次に「地域計画外」であります。4頁、2111番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に記載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について＞</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号2501番から2516番の16件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、16件をご説明いたします。</p> <p>議案書は、1頁から4頁をご覧ください。</p> <p>議案書の対象農地につきましては、5頁から7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2902番から2922番の21件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、まず「地域計画内」であります、議案書の1頁2902番から5頁、2921番の20件をご覧ください。</p> <p>議案書の対象農地につきましては、6頁から8頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります、9頁、2922番の1件をご覧ください。</p> <p>議案書の対象農地につきましては、10頁の対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>＜<u>牧区駐在室の議案</u>＞</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3701番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>こちらは、農地法3条許可申請による所有権移転です。</p> <p>議案書は1頁、番号3301番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が、遠方に居住し、耕作が出来ないため、規模拡大の意向を持つ譲受人に、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、本日配布させていただいた「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
米川委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> <p>なお、現地は積雪により確認できなかったことから、航空写真での確認を行いました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号3301番から番号3307番の7件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。</p> <p>議案書は2頁から3頁、番号3301番から番号3307番の7件をご覧ください。</p> <p>今回の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><u><柿崎区駐在室の議案></u></p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3701番から3705番の5件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p>

駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、3701番から2頁、3705番の5件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付4件、他者へ売却1件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3702番から3703番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、3702番から3703番の2件をご覧ください。</p> <p>3702番は、譲渡人が遠隔地に居住しており、管理ができないため、家庭菜園として利用する譲受人へ売却するものです。</p> <p>3703番は、譲渡人が遠隔地に居住しており、管理ができないため、経営規模を拡大する譲受人へ売却するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
長井委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。積雪で現地確認が困難なため、航空写真により確認を行いました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3726番から3797番の72件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>それでは、まず「地域計画内」であります、4頁、3726番から17頁、3794番の69件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、18頁から26頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>27頁、3795番から3797番の3件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、28頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ではありますが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号4601番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは1頁、4604番の1件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u>＜報告第2号 農地法第5条第1項第6号規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p>
議 長	報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4601番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号4601番の1件をご覧ください。</p> <p>大潟区四ツ屋浜地内の農用地で譲受人の資材置場、駐車場の敷地とするために転用するものです。</p> <p>本件の土地は周囲を住宅や市道に囲まれていることから転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長 大潟区 駐在室	<p><u><議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転の番号4601番の1件、利用権設定の地域計画内ならびに地域計画外の番号4604番から4605番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、まず農地の売買、所有権移転であります。3頁、4601番の1件をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に利用権設定の「地域計画内」であります。4頁、4604番の1件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に利用権設定の「地域計画外」であります。6頁、4605番の1件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
五十嵐委員	6頁の4605番、〇〇〇〇さんが借受人となっているが、新しい経営者である〇〇〇〇さんとするべきでないか。

大潟区 駐在室	内容を確認して、回答させていただきます。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p><u><議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について」></u> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、地域計画内ならびに地域計画外の番号4602番から4608番までの7件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>それでは、「地域計画内」であります。8頁、番号4602番から4604番の3件をご覧ください。農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。</p> <p>議案の対象農地につきましては、9頁から12頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。13頁、番号4605番から4608番の4件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、14頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>＜頸城区駐在室の議案＞</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5304番から番号5305番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5304番、番号5305番をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5303番から5341番の39件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号5303番から、9頁、番号5341番をご覧ください。</p> <p>全39件のうち、経営基盤強化促進法等による現契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものが30件、解約または解約後の貸付に関するものが6件、</p>

	<p>他が3件です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、お手元にお配りした「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>積雪のため直接現地を確認することはできませんでしたが、航空写真などの資料を用いて事務局と確認を行い、問題ないことを確認しました。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転の番号5301番の1件、利用権設定の番号5303番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」所有権移転1件をご説明いたします。</p> <p>10頁、番号5301番をご覧ください。</p> <p>こちらは、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画が廃止されたことに伴い、所有権移転についても貸借と同様に、「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」により、農地中間管理機構を通して、譲渡人から譲受人へ農地の所有権移転を一括で行うものです。</p> <p>次に、利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>11頁、番号5303番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、12頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づ</p>

<p>議 長</p>	<p>き、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 6202 番から 6212 番の 11 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは 1 頁、6202 番から 3 頁、6212 の 11 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付が 9 件、中間管理機構へ貸付が 2 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 6203 番から 6211 番の 9 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

吉川区 駐在室	<p>それでは4頁、6203番から5頁、6211番の9件をご覧ください。農地の所有権移転の許可1件、賃貸借権設定の許可6件、使用貸借権設定の許可2件です。6203番から6210番の8件は、各譲渡人が労力不足などのため、譲受人である新規就農者に貸付するものです。また、6211番の1件は、譲渡人の財産処分のため、売買により所有権を移転するものです。譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
常山委員	<p>番号6203番から6210番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
中島委員	<p>番号6211番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転の番号6202番の1件、利用権設定の番号6208番から6214番の7件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>それでは、まず農地の売買、所有権移転であります。6頁、6202番の1件をご覧ください。</p> <p>農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3</p>

<p>議 長</p>	<p>号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に利用権設定であります。7頁、6208番から8頁、6214番の7件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、9頁から13頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について」></u></p> <p>議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、地域計画内の番号6201番から6208番までの8件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>それでは、14頁、6201頁から15頁、6208頁の8件をご覧ください。農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。</p> <p>この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。</p> <p>議案の対象農地につきましては、16頁から19頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪三和区駐在室の議案≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8611番から8621番までの11件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案書は1頁、番号8611番から8621番までの11件をご覧ください。</p> <p>番号8611番から8616番までの6件は、息子への経営移譲に伴い現在の契約を解約し、改めて中間管理機構を介した契約を結ぶものです。</p> <p>番号8617番から8621番までの5件は、耕作者の都合により、他の耕作者に貸し付けるため、現在の契約を解約するものです。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載したとおりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8605番及び番号8606番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は4頁、番号8605番及び番号8606番の2件をご覧ください。</p> <p>番号8605番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了による再設定です。</p> <p>番号8606番は、労力不足に伴い管理していただける譲受人に所有権を移転するものです。</p>

	<p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、現地確認につきましては、積雪があることから航空写真などにより現況を確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について></p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号8601番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書は5頁、番号8601番の1件をご覧ください。</p> <p>この案件は、三和区野地内の農地を「パイプハウス」として利用するものです。6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者である法人は、経営規模拡大に伴い苗箱や資材を置くスペースが不足していることから申請農地にパイプハウスを設置し、不足の解消を図るものです。</p> <p>農地区分は、農振農用地に該当しますが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である「農業用施設」に供するため、転用は可能です。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透であることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></u></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 8601 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書は 8 頁、番号 8601 番の 1 件をご覧ください。</p> <p>この案件は三和区米子地内の農地を「農作業所」として利用するものです。</p> <p>9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は法人を立ち上げ、経営規模拡大に伴い、玄米低温倉庫など農作業所が不足していることから申請農地に農作業所を建設し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため第 1 種農地となりますが、申請農地の周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用は可能です。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水は地下浸透であることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></u></p> <p>議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号 8603 番から番号 8608 番までの 6 件、利用権設定、番号 8609 番から</p>

<p>議 長</p>	<p>番号 8615 番までの 7 件を上程します。</p> <p>はじめに、11 頁、番号 8603 番から番号 8605 番までの 3 件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p> <p>それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>五十嵐委員に関連する所有権移転 3 件を説明いたします。11 頁、番号 8603 番から番号 8605 番までの 3 件をご覧ください。</p> <p>これら案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、五十嵐委員に関連する所有権移転 3 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>五十嵐委員関連以外の所有権移転 3 件及び利用権設定 7 件を説明いたします。</p> <p>最初に所有権移転です。議案書は 12 頁、番号 8606 番から番号 8608 番までの 3 件をご覧ください。</p> <p>これら案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。</p> <p>次に利用権設定です。議案書は 13 頁、番号 8609 番から番号 8615 番までの 7 件を</p>

	<p>ご覧ください。</p> <p>これらの案件は、期間満了による契約更新などによる農地中間管理機構を介した貸借です。対象農地につきましては、15 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
笠原部会長	<p>【7. その他】 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。</p>
	<p>(田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和 7 年度第 11 回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後 4 時 47 分終了</p>